

県立体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第77号

県立体育館条例の一部を改正する条例

県立体育館条例（昭和42年岩手県条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

区 分			普通利用料金の上限額							特別利用料金の上限額	
			全館貸切使用					区分使用	個人使用		
			8時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 21時まで	8時から 17時まで	12時から 21時まで	8時から 21時まで	1区分1 時間まで ごとに		
入場料 等を徴 収しな い場合	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	学生及び 生徒	円 3,270	円 5,120	円 6,820	円 8,390	円 11,940	円 15,210	円 590	円 90	1 休日割増料 日曜日、土曜日、国民の祝日に 関する法律（昭和23年法律第178号 ）に規定する休日、12月29日から 31日までの日並びに1月2日及び 3日に、その他の催しに使用する 場合においては、普通利用料金の 額の2割に相当する額（100円未満 の端数は、切り上げる。） 2 附属の施設又は設備の利用料金 附属の施設又は設備を使用する 場合においては、1件又は1式1 時間までごとに2,570円の範囲内で 知事が定める額 3 電気料及び暖房料
		一般	6,540	10,240	13,650	16,790	23,890	30,430	1,010	100	
	その他の催しに使用 する場合	32,680	51,180	68,280	83,870	119,460	152,150	2,970			
入場料 等を徴 収する 場合	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	学生及び 生徒	6,540	10,240	13,650	16,790	23,890	30,430	830		
		一般	13,080	20,490	27,300	33,570	47,790	60,870	1,420		
	その他	興行とし	49,020	76,780	102,410	125,800	179,200	228,230	4,670		

の催し に使用 する場 合	て行うも のでない 場合									電気を 使用する 場合又は 暖房を 使用する 期間にお いては、 実費を 基準とし て知事が 定める額
	興行とし て行うも のである 場合	98,040	153,570	204,840	251,620	358,410	456,460	8,930		
第4条の規定による許可を受けた場合の利用料金の上限額		1人1時間までごとに860円								

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。